

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示と評議員選任・解任委員会運営細則例の比較表

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
※1 本細則の例示（以下「<u>本例示</u>」という。）は、定款に付随する規程の例として示すものであり、具体的な記載方法は、各法人の状況にあわせて検討する必要があります。 ※2 本例示は、1つの参考例です。法令等に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差し支えありません。ただし、各法人は、<u>評議員選任・解任委員</u>の選任・解任も含め、適正な手続きにより評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たす必要があることに留意してください。 ※3 <u>名称については、それぞれの法人の他の各種規程、規則等と整合性をもった名称として</u>ください。 （H28. 11. 25制定）	※1 <u>この評議員選任・解任委員会運営細則例（以下「本細則例」という。）は、平成28年に埼玉県が公表した評議員選任・解任委員会運営細則例示を参考にして、定款に付随する規程の例として作成したものである。</u>具体的な記載方法は、各法人の状況にあわせて検討する必要があります。 ※2 <u>本細則例</u>は、1つの参考例です。法令、<u>厚生労働省の関係通知及び定款</u>に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差し支えありません。ただし、各法人は、評議員選任・解任<u>委員会の委員</u>の選任・解任も含め、適正な手続きにより評議員の選任・解任を行っていることについて説明責任を果たす必要があることに留意してください（<u>法第24条第1項、第45条の16第1項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第3条第1項）、定款第〇条第〇項（定款例であれば第17条第1項）</u>）。 ※3 <u>各法人の他の内部規程との整合についても留意</u>してください。 ※4 <u>別に記載するもののほか、本文中に<>（山かっこ表記）で示した部分については、選択肢として規定例を列記しているものはそのいずれかを選択し、その他については法人によって追加して、それぞれ規定する必要がある事項です。</u> ※5 <u>本細則例は現時点の考え方を示したものであり、今後、変更することがあります。</u> （R7.4最終改正）	◇ガイドライン I の冒頭の（着眼点の）3つめの○ <u>内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。</u> ◇ガイドライン I の冒頭の（着眼点の）4つめの○ <u>指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にした上で行うこととする。</u> ◇ガイドライン（冒頭）＜指導監査ガイドラインの留意事項について＞の2つめの○の1の（4） 指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。 ◇法第24条第1項 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。 ◇法第45条の16第1項 理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。 ◇定款例第3条第1項 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。 ◇定款例第17条第1項 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
社会福祉法人〇〇 評議員選任・解任委員会運営細則 第1章 総則		

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（目的） 第1条 この細則は、社会福祉法人〇〇会（以下「当法人」という。）定款第〇条（定款例であれば第6条第3項）の規定に基づき、評議員選任・解任委員会____の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この細則は、社会福祉法人〇〇会（以下「当法人」という。）定款第〇条（定款例であれば第6条第3項）の規定に基づき、評議員選任・解任委員会<u>（以下、「委員会」という。）</u>の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。	
（設置及び任務） 第2条 当法人に、<u>評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）</u>を設置する。 2 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。	（任務） 第2条 _____， 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。	・委員会の設置については、定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第1項）前段に規定するとおりであり、本細則に規定する必要はない。 ・委員会は、定款同項後段に規定する評議員の選任及び解任について、審議し、決定する旨を規定すること。 ◇定款例第6条第1項 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
第2章 評議員選任・解任委員	第2章 評議員選任・解任<u>委員会</u>の委員	委員会の委員の呼称については、定款の定めるところにより、単に「委員」とすることが適当である。 「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ」の改訂について（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A」（以下「経営組織Q&A」という。）問6及び問11の答にかかわらず、「評議員選任・解任委員」なる機関又は委員の名称を用いることは、定款に根拠がないため適当ではないと思われる。 ◇定款例第6条第5項 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。（以下略）

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（委員の選任） 第3条 評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の選任は、理事会の決議をもって行わなければならない。	（委員の選任又は選定）（注1） 第3条 評議員選任・解任<u>委員会</u>の委員（以下「委員」という。）の選任<u>又は選定</u>は、理事会の決議をもって行わなければならない。 <u>2 定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第2項）に規定する＜例1：監事は、当法人の監事から選定する。 例2：事務局員は、当法人の職員から選定する。 例3：監事及び事務局員は、それぞれ当法人の監事及び当法人の職員から選定する。＞</u>	（注1） ・理事長及び業務執行理事の選定（法第45条の13第3項、第45条の16第2項第2号）にならい、既に一定の地位にある者に、その地位に付加して、更に一定の権限を有する地位を付与する場合を「選定」と称する。委員を法人の監事又は職員から選定する場合を想定しうが、該当しない法人については、「選任又は選定」とあるのは「選任」として構わない（以下同じ。）。 ・定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第2項）に規定する監事及び事務局員を、それぞれ法人の監事及び法人の職員から選定することとする場合は、その旨を規定する一項を設け、これを第2項とすること。

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（委員の任期） 第4条 委員の任期は○年＜選任後○年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで≥とし、再任を妨げない。 2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。 3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。	第4条 委員の任期は選任又は選定後○年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2 <u>定款で定めた委員が欠けた場合には、速やかに当該委員を補充するものとする。ただし、補欠として選任又は選定された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u> 3 <u>前項の場合には、任期の満了又は辞任により退任した委員は、新たに選任又は選定された委員が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。</u> 4 <u>当法人の監事又は当法人の職員から選定された委員が、委員の任期中に、それぞれ当法人の監事又は当法人の職員でなくなった場合は、前二項の規定を準用する。この場合において、前項中「任期の満了又は辞任により退任した委員」とあるのは「任期の満了又は辞任により当法人の監事を退任した委員及び定年、任期の満了又は辞職により当法人を退職した委員」と読み替えるものとする。（注2）</u>	（第1項関係） ・任期の終期は、役員等に合わせ、定時評議員会の終結の時までとすることが、法人にとって便宜であると思われる。 （第3項関係） ・評議員又は役員に欠員を生じた場合の措置に係る法の規定にならって規定することが適当である。 ◇法第42条第1項 この法律又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。 ◇法第45条の6第1項 この法律又は定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 （第4項関係） （注2）前条に第2項を設け、委員会を構成する監事又は事務局員を、それぞれ法人の監事又は法人の職員から選定することとする場合は、当該委員は、法人の監事又は法人の職員の資格を基礎として選定される委員であるから、法人の監事又は法人の職員の資格を喪失した場合は、委員の資格も喪失するので、この場合の措置について規定する一項を設け、これを第4項とすること。

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（外部委員の資格等） 第5条 次に掲げる者は、定款第〇条（定款例であれば第6条第2項）で定める委員会の外部委員となることができない。 (1) この法人の設立者、評議員、役員（理事及び監事）＜、会計監査人＞及び職員 (2) この法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の職員に限る。） (3) (1)及び(2)に掲げる者と特殊な関係がある以下の者 イ その配偶者又は三親等以内の親族 ロ (1)に掲げる者のうち評議員及び役員と省令（昭和26年厚生省令第28号）に規定する特殊関係人 ハ (1)に掲げる者のうち設立者＜、会計監査人＞及び職員並びに(2)に掲げる者とロに規定する特殊関係人に準ずる者 (4) 暴力団員等の反社会的勢力の者	第5条 次に掲げる者は、定款第〇条（定款例であれば第6条第2項）<u>に規定する</u>委員会の外部委員となることができない。 ロ (1)に掲げる者のうち評議員及び役員と<u>社会福祉法施行規則</u>（昭和26年厚生省令第28号）に規定する特殊<u>の関係がある者</u> ハ (1)に掲げる者のうち設立者＜、会計監査人＞及び職員並びに(2)に掲げる者とロに規定する特殊<u>の関係がある者</u>に準ずる者	
（解任） 第6条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。ただし、理事会は、決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき 2 理事会は、前項により委員を解任しようとする場合には、当該委員に対し、解任理由を明確に提示し、聴聞の機会を与えるものとする。		

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（報酬及び交通費実費の支給） 第7条 委員の報酬は無報酬＜日額〇〇円とする。＞とする。 2 ＜役員報酬規程に準じ、＞交通費実費を支給することができる。	第7条 委員の報酬は無報酬<u>＜例1：無報酬 例2：日額〇〇円とする。＞とする。</u> 2 <u>委員がその職務を行うために要する交通費について、実費を弁償</u>することができる。 3 <u>＜例1：前項に規定する交通費の弁償 例2：前2項に規定する報酬の支給及び交通費の弁償＞については、＜例1：役員等の報酬等の支給の基準に規定する費用弁償の方法 例2：それぞれ、役員等の報酬等の支給の基準に規定する報酬等の支給及び費用弁償の方法＞に準じて行う。</u>	（第2条関係） ・費用弁償の額は、役員等の費用弁償にならない、費用の定額支給ではなく、実費弁償によるべきであるから、費用弁償する場合は、その旨を規定すること。
第3章 評議員会選任・解任委員会		

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（招集） 第8条 委員会は、委員会開催の日時、場所及び目的を示した書面を開催日の<u>10日前</u>までに送付する方法により、理事会が招集する。	第8条 委員会は、理事会の<u>決定に基づき、理事長</u>が招集する。 <u>2 委員会を招集するには、理事長は、委員会開催の日時、場所及び目的を記載した書面により、委員会の日の1週間前までに各委員に通知しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u>	・評議員会に係る社会福祉法の規定にならない、招集の決定と招集通知の発出に係る規定は、区分して規定することが適当である。 （新第1項（本細則例に固有の条項については、「新」を冠して表示する。以下同じ。）関係） ◇経営組織Q&A問3の答 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。 （新第2項関係） ・招集通知については、評議員会の招集通知にかかる法令の規定にならない規定することが適当である。 ◇法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項、第3項 評議員会を招集するには、理事（中略）は、評議員会の日の一週間（中略）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発ししなければならない。 3 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 ・評議員会の招集通知の省略に準じ、招集通知の発出に係る第2項ただし書きに、委員会の招集通知の省略を定めることは差し支えないが、当該省略の対象が、委員会の招集の決定（議題及び議案の決定を含む（定款例第6条第3項前段、経営組織Q&A問12の答）。）に渡らないように注意すること。 ◇定款例第6条第3項前段 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。 ◇経営組織Q&A問12の答 1. 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。 2. その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。
（委員長） 第9条 委員の中から委員長1名を互選する。 2 委員長は、<u>この</u>委員会の会務を総理する。	2 委員長は、__委員会の会務を総理する。	・評議員選任・解任委員会（以下、「委員会」という。）（<u>本細則第1条</u>） ・「会務を総理する」ことに、委員会の議長となり、委員会を主宰することも含まれる。

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	＜例 1：（評議員の選任）（注 3）＞ <u>第 1 0 条 評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。</u> <u>（1）理事長は、理事会の決定による「評議員選任候補者推薦書」を委員会に提出し、選任候補者の推薦の提案を行う。</u> <u>（2）理事長は、前号の提案を行う場合は、定款第〇条第〇項（定款例であれば第 6 条第 4 項）に定める、当該候補者が「評議員として適任と判断した理由」のほか、「評議員選任候補者推薦書」記載事項について、説明をしなければならない。</u> <u>（3）委員会は、理事会の決定による「評議員選任候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。</u> <u>2「評議員選任候補者推薦書」は、別記第 1 号様式のとおりとする。</u>	（注 3）例 1 は、評議員の選任候補者の推薦の提案にあたり、理事会が別記第 1 号様式「評議員選任候補者推薦書」を提出し、委員会への説明資料、さらに委員会の審議資料とする方法を採用している。 別記第 1 号様式は、委員会の運営を適正に行うために便宜的に用意した様式である。 各法人で本様式を必要としない場合には、次行に例 2 として示すとおり、条文中に、必要な事項を網羅することにより、本様式を使用しないこともできる。

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（選任候補者の推薦） 第10条 評議員の選任候補者の推薦の提案を行う場合には、定款第〇条（定款例であれば第6条第4項）に定める当該者が評議員として適任と判断した理由のほか、次の事項を説明しなければならない。 （1）経歴（他の社会福祉法人における兼職状況を含む。） （2）社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であると判断した理由 （3）評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことの確認結果	例2：（評議員の選任） 第10条 <u>評議員の選任は、以下の各号の手続を経るものとする。</u> <u>（1）委員会への評議員の選任候補者の推薦の提案は、理事会の決定に基づき、理事長が行う。</u> <u>（2）理事長は、前号の評議員の選任候補者の推薦の提案を行う場合において、定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第4項）に定める「当該者が評議員として適任と判断した理由」を説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。</u> イ 経歴（他の団体における兼職状況を含む。） ロ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であると判断した理由 ハ 評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者及び反社会的勢力の者に該当しないことの確認結果 <u>（3）委員会は、評議員の選任候補者について審議を行い、評議員選任の決議を行う。＞</u>	・平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示（以下「例示」という。）は、理事会の決議に基づいて理事が行う評議員の選任候補者の推薦についてのみ規定しているが、これは、評議員の選任手続の一部に過ぎない。細則には、委員会が行う、評議員の選任手続の全般について規定すべきである。 （新第1号関係） ◇定款例第6条第3項前段 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。 ◇経営組織Q&A問12の答 1．評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。 2．その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。
（補欠の評議員の選任） 第11条 委員会は、定款第〇条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員の選任と同時に補欠の評議員を選任することができる。 2 補欠の評議員を複数選任する場合は、補欠の評議員相互間の優先順位を定めなければならない。 3 補欠の期間は、同時に選任する評議員の任期満了までとする。	第11条 委員会は、定款第〇条（<u>定款例であれば第5条</u>）に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、評議員の選任と同時に補欠の評議員を選任することができる。	

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（評議員の解任） 第12条 評議員の解任の提案を行う場合には、定款第〇条（定款例であれば第6条第4項）に定める当該者が評議員として不適任と判断した理由のほか、次の事項を説明しなければならない。 (1) 理事会が調査・確認した事実の内容 (2) 当該者の意見陳述がある場合には、その内容	第12条 評議員の解任の提案を行う場合には、定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第4項）に定める「<u>当該者が評議員として不適任と判断した理由</u>」のほか、次の事項を説明しなければならない。	

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（決議） 第13条 評議員の選任の決議は、選任候補者ごとに行わなければならない。 2 代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は行うことはできない。	第13条 <u>定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第5項）に規定するもののほか、委員会の決議は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u> （1）代理人による議決権の行使又は書面による議決権の行使は行うことができない。 （2）<u>評議員を選任し又は解任する議案を決議するに際しては、各候補者又は各評議員ごとに定款第〇条第〇項（定款例であれば第6条第5項）の決議を行わなければならない。</u> （3）<u>評議員を選任する場合において、評議員の候補者の合計数が定款第〇条（定款例であれば第5条）に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</u>	・委員会の決議については定款に基本的な定めがあることに鑑み、定款の定め範囲内で、運営に係る細則を設けるものであることに留意すること（法第45条の36第1項、第45条の8第3項）。 ・例えば、定款により「委員会の決議は、委員の過半数が出席し」（定款〇条第〇項（定款例であれば第6条第5項））を行わなければならないとされているところ、この細則に、「定款同条同項の規定にかかわらず、決議の省略により行うことができる」旨を定めても、その定めは効力を有しない。 ・例示第2項の規定のように、一般に適用される原則は、先に規定すること。 ・理事又は監事を選任する議案の決議に関する定款第〇条第〇項（定款例であれば第13条第3項）の規定にならい、選任候補者ごとに決議を行うべきことを規定することが適当である。 ・複数の評議員を解任する場合も、同様に、評議員ごとに決議を行うべきことが明らかになるように規定すること。 ◇法第45条の36第1項 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 ◇法第45条の8第3項 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。 ◇定款例第13条第3項 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（議事録） 第14条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （1）開催日時及び場所 （2）委員の現在数、出席者数及び出席者氏名 （3）審議事項及び議決事項 （4）議事の経過及びその結果 2 議事録には、委員長が記名押印する。 3 議事録は、<u>審議資料</u>を添付して__10年間保存しておかなければならない。	3 議事録は、<u>議案書及び報告書並びにそれらの説明のための参考資料</u>を添付して、<u>委員会の日から</u>10年間保存しておかなければならない。	◇経営組織Q&A問4の答 1. 適正な手続により評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。 2. その際、出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。 3. 評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。 ・理事会議事録及び評議員会議事録と同様に、議事録は、議案書及び報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して保存しておくことが適当である。ただし、備置及び開示まで要するものとするに關する法令又は通知の根拠はないため、「保存」にとどめている。 ◇定款施行細則例第11条第4項 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、それらの写しを評議員会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。 ◇定款施行細則例第24条第4項 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、それらの写しを理事会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。
（理事会への報告） 第15条 委員長は、審議の結果を理事会に報告しなければならない。		

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
第4章 雑則		
（事務局） 第16条 委員会の庶務的事項は当法人の事務局において行う。		
（細則の改廃） 第17条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。		
附 則 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。		
2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。		
	<u>3 法人は、施行日前に、あらかじめ、第3条の規定の例により委員を選任しておくものとする。</u>	
<u>3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。</u>	<u>4 前項の規定による委員の選任は、施行日においてその効力を生ずる。この場合において、第4条第1項の規定の適用については、同項中「選任後」とあるのは「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の施行の日以後」とする。</u>	・例示にいう「前項」は、評議員の選任を規定するものであって、委員の選任を規定するものではない。 ・評議員の任期満了日の起算点の特則を定める平成28年法律第21号による社会福祉法の一部を改正する法律改正附則第9条第2項の規定にならい、委員の任期の始期ではなく、委員の任期満了日の算定の起算点に係る特則を定める趣旨を明らかにすることが適当である。

平成28年埼玉県公表評議員選任・解任委員会運営細則例示	評議員選任・解任委員会運営細則例（左の例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	様式1 評議員選任候補者推薦書（省略）	